

第1章 計画策定に当たって

1.1 計画策定の基本方針

滋賀県は古来、東海道や中山道、北国街道などが通る交通の要衝として発展し、全国・世界とのつながりの中で「暮らし」を育んできた地域です。現在も新幹線や高速道路などの主要な広域交通基盤が集中する交通の結節点として、東京、名古屋、大阪といった国内主要都市への良好な広域アクセス環境を有しています。

マザー工場や開発拠点が数多く立地する日本一のモノづくり県としての滋賀県も、多くの農産物を京阪神地域に供給する米どころとしての滋賀県も、交通利便性の高さによってその発展を支えられています。

地域交通は、福祉、教育、観光、産業立地、移住・定住、さらにはCO₂ネットゼロ社会の実現など社会を支える土台であるとともに、誰もが自由に、かつ安全に移動し、社会活動への参画や人との交流のために必要な、欠かすことのできない重要な社会インフラであると言えます。

しかし、ライフスタイルの変化、人口減少、担い手不足、JR線の減便、北陸新幹線やリニア中央新幹線等の広域交通の整備、自動運転やMaaS等の新技術の発展等、滋賀県の地域交通を取り巻く状況は大きく変化しています。

そのため、滋賀県では、県民の日々の生活に密着した「地域交通」に特に焦点を当て、さまざまな社会情勢の変化に対応した持続可能な交通ネットワークの維持・活性化を目指すことを目的に、「滋賀地域交通ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。なお、ビジョンにおいて、地域交通を「乗合バス、タクシー、鉄道等の公共交通に加え、カーシェアリングや自転車等、日々の生活に密着した日常的な移動を支える移動手段」と定義しました。

「滋賀地域交通計画」（以下「本計画」という。）は、このビジョンのアクションプランとして、ビジョンで描いた目指す地域交通の姿の実現を進めることを目的とし、県民、交通事業者、市町と丁寧に議論を重ねながら策定しました。

ビジョンで描く姿からのバックキャスティングで、鉄道、バス、タクシーをはじめ多様な移動手段を活用し、より利便性が高く、かつ効率的で、地域に最適化した地域交通ネットワークを具体化するための施策と、その施策の実施に必要な財源のあり方等をまとめています。

1.2 計画概要

1.2.1 計画区域

計画対象区域は滋賀県全域とします。

1.2.2 計画期間

2040年代を見据えた、計画策定から5年間とします。

（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））

1.2.3 計画の目標

滋賀県に関わるすべての人の「より良い暮らし」を実現するために、将来の社会情勢変化に対応し、かつ持続的に発展可能な滋賀県の実現に資する地域交通ネットワークを構築します。

1.2.4 計画策定までの流れ

令和 6 年 3 月

「滋賀地域交通ビジョン」策定

令和 6 年夏～冬

第 1 回滋賀地域交通ワークショップ 開催
第 2 回滋賀地域交通ワークショップ 開催

県民・交通事業者・市町等、異なる立場を交えた対話から、
各地域の将来の姿や必要な施策を導き出す取組

令和 7 年 2 月

地域交通フォーラム(2024 年度) 開催

幅広くアイデア・意見を県民から募るとともに、
ここまでの議論を共有し、地域間(圏域間)の連携を進める取組

令和 7 年 3 月

「滋賀地域交通計画(骨子案)」公表

令和 7 年夏

第 3 回滋賀地域交通ワークショップ 開催

異なる状況にある地域に住む県民間での対話から、全県的な
視点で望ましい将来の姿や必要な施策を導き出す取組

令和 7 年 12 月

地域交通フォーラム(2025 年度) 開催

ここまでの議論を共有し、地域間(圏域間)の連携を進めると
ともに、「より良い暮らし」を実現するために必要な施策と、その
ために必要な財源に関して、みんなで議論し、考える取組

令和 8 年 3 月

「滋賀地域交通計画」策定

1.3 本計画の位置づけ

1.3.1 滋賀県として滋賀地域交通計画を策定する意義

本計画はビジョンを踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」（以下「法」という。）に基づく地域交通の活性化および再生のための計画として策定するものです。

滋賀県の地域交通を取り巻く状況は日々変化しており、県内市町や交通事業者は、時勢に対応した持続可能な地域交通の実現に向け各々取り組んでいます。しかしながら、行政と民間の連携や、観光・福祉等の他分野との連携、広域にまたがる施策、また、新たな取組については、個々の団体の力では及ばない場面や地域差が存在します。さらに、令和3年度（2021年度）より、地域公共交通計画の策定が乗合バスの運行費等に対する補助制度の要件とされた（令和6年事業年度まで経過措置あり）ことから、特に複数市町をまたぐ幹線路線への補助を受けるために、県域での計画策定に対する市町の期待は大きい状況にあります。

そこで、全県を対象とした本計画を策定することにより、県・市町・事業者、また他分野との連携を推進することで、持続可能な地域交通の実現に向けた取組を促進し、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せや移動環境の向上・利用促進を目指します。

1.3.2 県・市町・交通事業者の役割分担

本計画の主な実施主体は滋賀県・県内各市町・交通事業者の三者となります。相互に連携しながら取組を進めていくこととします。各主体の主な役割は、以下のとおりです。

1) 滋賀県

法において、都道府県は「各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うとともに、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなくてはならない」と定められており、また、国土交通省の「「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会 中間とりまとめ（令和6年4月）」において、都道府県に対し「地域間交通を支える観点（幹線、ローカル鉄道）に加え、喫緊の課題対応（交通体系のリ・デザイン、新技術の活用、運転手の確保など）を先導する観点、共通化による事務効率化の観点などから、市町村の牽引役／伴走者として、これまで以上に大きな役割が期待される」とされています。

これらを踏まえ、本県は、広域行政体として、交通軸をはじめとする県域全体のグランドデザインを描く役割を担い、その実現に向けた取組推進の中心となって、関係者間のパイプ役として各実施主体の連携・連絡を支援するほか、他分野との連携や、広域にまたがる施策、新たな取組を促進・主導するとともに、国に対する意見の提案等も行います。

2) 県内各市町

最も住民に身近な自治体として施策や事業を実施し、適切な移動手段の組み合わせによる各地域内を移動する交通網の構築に向け、主体的な検討・対応を実施します。

3) 交通事業者

自治体と連携して施策を展開し、安全で便利な交通サービスを提供するほか、担い手の確保や利用促進に向け、主体的な検討・対応を実施します。

1.3.3 法律、上位計画、その他諸計画、各市町・圏域の地域公共交通計画との関係

本県では、県政運営の基本方針を示した「滋賀県基本構想」を平成31年3月に策定しており、その基本理念である“変わる滋賀 続く幸せ”を実現するために、各分野において、部門別計画・ビジョンを策定しています。本計画は、令和6年3月に策定した「滋賀地域交通ビジョン」に基づく5年間の行動計画であり、基本構想の理念実現に向けた部門別計画・ビジョン、これら部門別計画・ビジョンの実現に向けた行動計画とも連携しながら、取組を進めることとしています。

また、現在、県内各市町において、持続可能な地域交通の実現に向け、市町ごと、あるいは圏域ごとに交通施策の基本方針や具体的取組を定めた地域公共交通計画が策定されています。

このため、上記の法の求めや都道府県に期待される役割を踏まえると、広域的な見地から各市町・圏域の地域公共交通計画と連携を図ることや、市町の取組に伴走・支援を行うため、県域の地域公共交通計画の策定の必要性は高く、速やかに各市町・圏域の地域公共交通計画と整合を図りながら、本計画を策定することとしました。

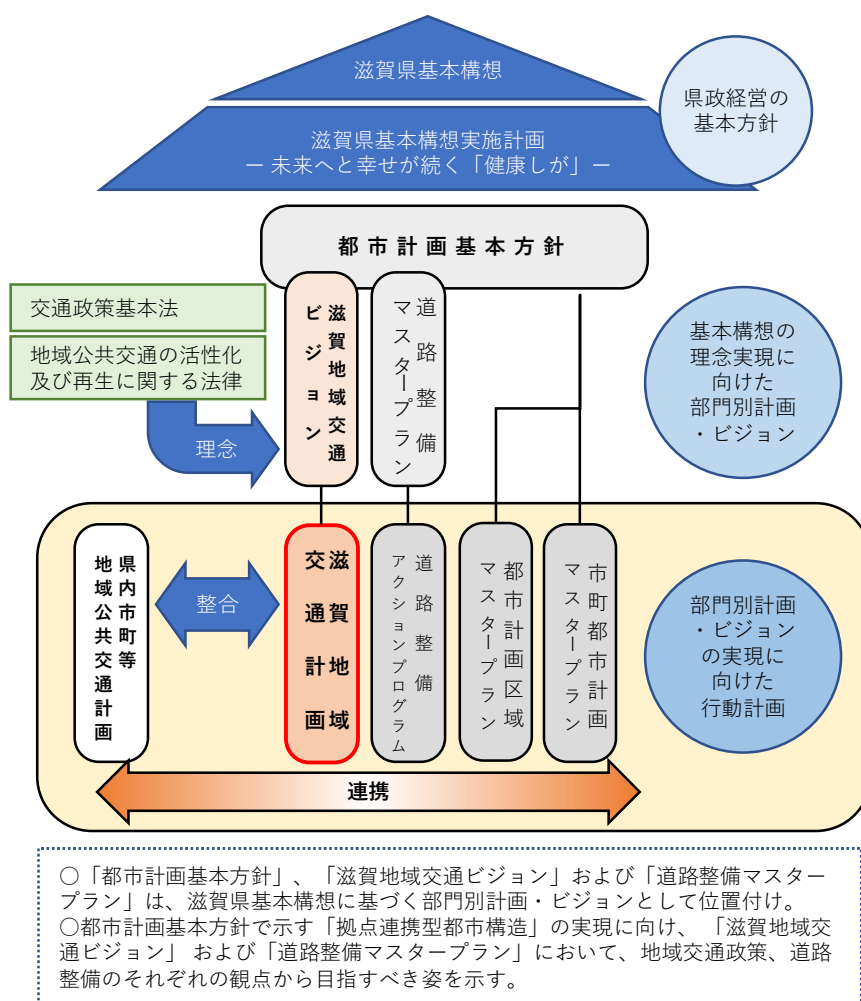


図 1.1 滋賀地域交通計画と法律、滋賀県の上位計画、諸計画および各市町、圏域の地域公共交通計画との関係